

第148回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所 京都市伏見区葎島矢倉町13番地
当社本店会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

書面およびインターネットによる
議決権行使期限 2020年6月25日(木曜日)
午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様へのお土産の配布は中止とさせていただきます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) にてお知らせ申し上げます。

(証券コード 4406)
2020年6月5日

株 主 各 位

京都市伏見区葎島矢倉町13番地
新日本理化株式会社
代表取締役 藤本 万太郎
社長執行役員

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございます。**書面またはインターネットによる議決権の行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 京都市伏見区葎島矢倉町13番地 当社本店会議室
 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 報告事項 1. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第148期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 決議事項
 第1号議案 剰余金の配当の件
 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

3頁から4頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

※議決権行使を重複してなされた場合のお取り扱い

- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効なものとしたします。
- ②インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ・事業報告「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
 - ・連結計算書類「連結注記表」
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類「個別注記表」したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会または会計監査人がそれぞれ監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権の行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止いたします。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 （受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開および企業体質の強化のため、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様へ可能な限り安定的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。株主の皆様には、第141期より無配が続き、大変なご迷惑をおかけし誠に申し訳なく存じております。

全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、当期につきましては、上記方針および当期の業績ならびに今後の財務状況等を総合的に検討いたしまして、次のとおり復配いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額111,857,076円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当
1	ふじもと まんたろう 藤 本 万太郎	再任 代表取締役 社長執行役員
2	みうら よしき 三 浦 芳 樹	再任 取締役 常務執行役員 営業部門担当
3	ふじまき しんいち 藤 牧 慎 一	再任 取締役 専務執行役員 管理部門担当
4	かわはら やすゆき 川 原 康 行	再任 取締役 執行役員 研究開発本部長兼技術部門担当
5	しみず じゅんぞう 清 水 順 三	新任 社外 独立 —
6	むらい しゅういち 村 井 修 一	新任 社外 独立 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	ふじもと まん た ろう 藤本 万太郎 (1953年1月2日生) <再任>	1975年 4月 当社入社 1998年 6月 当社オレオ販売部長 2002年 6月 当社経営企画部長 2002年10月 当社管理本部長 2003年 6月 当社取締役管理本部長 2003年 7月 当社取締役総合企画本部長兼管理本部長 2004年 6月 当社代表取締役社長 2016年 6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)	142,850株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業、経営企画などの業務に携わり、さらに管理本部長、総合企画本部長を経て、2004年から社長を務めております。当社での豊富な業務経験、当社の経営全般および当社の属する化学業界に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【2019年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p>			
2	みうら よし き 三浦 芳樹 (1955年5月7日生) <再任>	1978年 4月 豊田通商(株)入社 2001年 7月 豊田通商オーストラレーシア社長 2004年 4月 豊田通商アメリカ副社長 2008年 6月 豊田通商(株)執行役員 2012年 6月 同社常務取締役 2015年 4月 同社専務取締役 2017年 6月 同社専務執行役員 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業部門担当 (現任)	10,317株
<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたりグローバル企業の経営に携わり、海外マネジメントに関する豊富な知見を有していることに加え、現在は当社の営業部門の取締役としてリーダーシップを発揮しております。今後も当社の持続的な成長を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【2019年度取締役会出席状況 (2019年6月就任以降)】 11回/11回 (100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
3	ふじ まき しん いち 藤 牧 慎 一 (1955年6月26日生) <再任>	1979年 4月 (株)大和銀行 (現)りそな銀行) 入行 2003年 3月 同行法人部国際業務室次長 2006年 4月 当社入社 2007年 7月 当社経営企画部長 2011年 6月 当社取締役業務本部長 2014年 4月 当社取締役企画本部長 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部長 2018年 4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部管掌 2019年 6月 当社取締役 専務執行役員 管理本部管掌 2020年 4月 当社取締役 専務執行役員 管理部門担当 (現任)	40,446株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、経営企画、購買などの業務に携わり、さらに取締役として業務本部長、企画本部長、管理本部管掌職務を歴任するなど、当社での豊富な業務経験を有しているほか、海外事業に関する知見も豊富であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【2019年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p>			
4	かわ はら やす ゆき 川 原 康 行 (1967年10月1日生) <再任>	1992年 4月 当社入社 2012年 6月 当社技術開発部長 2014年 4月 当社執行役員 機能性化学品事業部長 2016年 6月 当社取締役 執行役員 機能化学品事業部長 2018年 4月 当社取締役 執行役員 企画本部長兼技術本部管掌 2020年 4月 当社取締役 執行役員 研究開発本部長兼技術部門担当 (現任)	44,613株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、研究開発の業務に携わり、さらに取締役として機能化学品事業の拡大や、当社の事業戦略の策定・実行を推進した経験を有しております。今後も当社の技術開発部門を牽引し、当社の持続的な成長を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>【2019年度取締役会出席状況】 15回/15回 (100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
5	し みず じゅん ぞう 清 水 順 三 (1946年11月22日生) <新任・社外・独立>	1970年 4月 トヨタ自動車販売(株) (現トヨタ自動車(株)) 入社 1996年 1月 Toyota Motor Corporation Australia Ltd.出向 (部長級) 2001年 6月 豊田通商(株)取締役 2002年 6月 同社常務取締役 2004年 6月 同社専務取締役 2005年 6月 同社代表取締役社長 2007年 6月 三洋化成工業(株)社外監査役 2012年 6月 豊田通商(株)代表取締役会長 2013年 6月 名港海運(株)社外取締役 2015年 6月 豊田通商(株)相談役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたりグローバル企業の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の属する業界にとらわれない多角的な視点から、当社経営に対して有益な意見・提言をいただけるものと判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。			
6	むら い しゅう いち 村 井 修 一 (1956年3月22日生) <新任・社外・独立>	1986年 1月 三菱瓦斯化学(株) (現三菱ガス化学(株)) 入社 1999年 8月 MITSUBISHI GAS CHEMICAL SINGAPORE PTE.LTD.社長 2007年 6月 MITSUBISHI GAS CHEMICAL AMERICA,INC.社長 2010年 6月 三菱ガス化学(株)執行役員 2014年 6月 国華産業(株)代表取締役社長 2017年 6月 菱陽商事(株)代表取締役社長 (現任)	0株
【重要な兼職の状況】 菱陽商事株式会社代表取締役社長 【社外取締役候補者とした理由】 当社の属する化学業界において事業推進を担ってきたことに加え、海外事業に関する豊富な知見を有しております。その幅広い知見・経験に基づき、当社経営に対して有益な意見・提言をいただけるものと判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。			

- 注) 1. 村井修一氏は、菱陽商事株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は、当社の連結売上高および同社の売上高の1%未満と僅少であり、同氏の独立性に問題はなく、また、特別の利害関係はありません。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水順三氏および村井修一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水順三氏および村井修一氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 清水順三氏および村井修一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	なか がわ しん じ 中 川 真 二	新任 社外 独立 —
2	お だ たか あき 織 田 貴 昭	再任 社外 独立 監査等委員である社外取締役
3	たけ ばやし みつ ひろ 竹 林 満 浩	新任 社外 独立 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	なか がわ しん じ 中 川 真 二 (1960年11月19日生) <新任・社外・独立>	1984年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2003年1月 同行長吉支店長 2009年6月 同行船場エリア営業第一部長 2012年4月 同行京都滋賀営業本部長 2016年8月 第一生命保険(株)大阪法人営業部 部長 (現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 金融機関における長年の経験から、財務および会計に関する専門知識を有しております。こうした経験・知見を当社経営の監督機能強化に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、過去に直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
2	おだ たか あき 織 田 貴 昭 (1962年5月31日生) <再任・社外・独立>	1988年4月 弁護士登録 三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 1995年1月 同事務所パートナー就任（現任） 2011年6月 当社社外監査役 2014年6月 (株)ダスキン社外監査役（現任） 2016年6月 当社監査等委員である取締役（現任）	0株
<p>【重要な兼職の状況】 弁護士法人三宅法律事務所パートナー、株式会社ダスキン社外監査役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業法務に関する専門知識・経験に基づき、2016年より当社監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>【2019年度取締役会・監査等委員会出席状況】 15回/15回（100%）</p>			
3	たけ ばやし みつ ひろ 竹 林 満 浩 (1967年2月23日生) <新任・社外・独立>	1996年10月 青山監査法人入所 2000年7月 公認会計士登録 2006年9月 竹林公認会計士事務所開設 2007年11月 (株)プロアクティブ設立、代表取締役社長就任（現任） 2009年3月 サイレックス・テクノロジー(株)社外取締役 2016年6月 (株)メタルアート社外取締役（現任）	0株
<p>【重要な兼職の状況】 株式会社プロアクティブ代表取締役社長、株式会社メタルアート社外取締役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 監査法人在籍中に、上場企業の法定監査および株式公開支援に携わったことに加え、現在は会計コンサルティング会社の代表を務めるなど、豊富な経験を有しております。こうした経験および財務・会計に関する専門知識を、当社経営の監督機能強化に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 織田貴昭氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーであり、当社は同弁護士法人と顧問契約を締結しておりますが、その取引額の割合は、当社の連結売上高および同弁護士法人の年間総報酬額の1%未満と僅少であり、同氏の独立性に問題はなく、また、特別の利害関係はありません。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中川真二氏、織田貴昭氏、および竹林満浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、織田貴昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、竹林満浩氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 中川真二氏は、1984年4月から2016年7月まで、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社りそな銀行の使用人でありました。
5. 織田貴昭氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は織田貴昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、中川真二氏および竹林満浩氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
おぎの 荻野 伸一 (1970年1月28日生) <社外・独立>	2007年1月 弁護士登録 弁護士法人三宅法律事務所入所 2014年7月 パリ第2大学大学院 (DSU:商取引法・ 会社法専攻) 修了 2016年10月 弁護士法人伏見総合法律事務所入所 (現任)	0株
<p>【重要な兼職の状況】 弁護士法人伏見総合法律事務所弁護士</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に精通しており、その専門知識・経験を当社経営の監督機能強化に反映いただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 荻野伸一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 荻野伸一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 荻野伸一氏の選任が承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 荻野伸一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢、所得環境の改善により、緩やかな回復基調が見られたものの、消費増税後の個人消費の落ち込みや米中貿易摩擦等海外情勢の動向に加え、1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により先行きは極めて不透明な状況が続きました。

このような環境のなか、当社グループにおきましては、収益改善に向けた取り組みを進めるとともに、水素化技術をはじめとするコア技術を用いた新製品の研究開発のスピードアップに努めました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、268億3千9百万円（前期比6.3%減）となり、損益面では、営業利益4億2千8百万円（前期比28.9%減）、経常利益7億7百万円（前期比11.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億6千万円（前期比19.8%減）となりました。

主要製品の概況は次のとおりであります。

オレオケミカル製品では、界面活性剤や不飽和アルコールが好調を維持する一方でグリセリンは低迷する状況が続いており、原料価格も一時的な高騰があったものの、通期では低価格で推移したことから販売単価が低下し、売上高は前年を下回りました。

可塑剤は、主要販売先である住宅資材関連向けは、住宅着工件数の落込みに加え、安価な海外品の流入により厳しい状況となりました。

機能性化学品は、アジア圏への輸出がアメリカ合衆国との貿易摩擦の影響を受け、自動車向け油剤等の需要が減退したことにより、売上高は前年を下回る結果となりました。

樹脂原料製品は、電材用途においては第4四半期に入り新型コロナウイルスの影響から中国向け販売が減退したものの、国内外ともに販売が堅調でした。また、主要製品のひとつにおいて新規用途が見いだされたため、売上高は前年を上回りました。

樹脂添加剤は、国内販売が引き続き堅調だったものの、欧州において受注が減少したため、売上高は前年を下回りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は11億2千万円であり、その主なものは、新研究所（京都R & Dセンター）の建設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資などの所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債の合計残高は、前連結会計年度末に比べて6億1百万円減少し、82億6千9百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、世界経済への長期的な影響が懸念されております。

このような状況のなか、当社グループでは、技術革新のスピード化が進み、顧客ニーズの変化も早まる中、「収益力強化」と「スピード経営の強化」を目的として、本年4月より事業部制から本部制へ組織変更を実施いたしました。2021年3月末の「京都R&Dセンター」竣工に向け、研究・営業の各部門が従来の事業部の枠を越えて連携し、全社的な技術開発力および事業推進力を強化してまいります。

また、当社グループでは、「もの創りを通して広く社会の発展に貢献します」という経営理念のもと、地球環境に調和する事業活動の推進、コンプライアンスの徹底はもとより、当社を構成する従業員一人ひとりがその能力を存分に発揮し、生き生きと働くことのできる職場環境の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第145期 (2016. 4. 1 ~2017. 3.31)	第146期 (2017. 4. 1 ~2018. 3.31)	第147期 (2018. 4. 1 ~2019. 3.31)	第148期(当期) (2019. 4. 1 ~2020. 3.31)
売 上 高(百万円)	26,028	27,524	28,641	26,839
経 常 利 益(百万円)	△369	630	795	707
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	△547	415	573	460
1株当たり当期純利益金額(円)	△14.68	11.13	15.39	12.35
総 資 産(百万円)	31,267	34,507	34,765	32,756
純 資 産(百万円)	13,207	14,733	14,751	14,595

(注) 1. △印は損失を示します。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
日新理化株式会社	190百万円	100.0%	可塑剤、界面活性剤、脂肪酸等の製造
アルベス株式会社	30百万円	100.0%	業務用洗剤等の製造・販売、化学製品等の仕入販売
日東化成工業株式会社	145百万円	55.0%	金属石鹸、塩化ビニル用安定剤等の製造・販売
NJC Korea Co.,Ltd.	1,000百万ウォン	100.0%	化学製品の販売
(持分法適用会社)			
Emery Oleochemicals Rika (M) Sdn.Bhd.	109百万マレーシアリンギット	25.0%	高級アルコールの製造
台湾新日化股份有限公司	534百万台湾元	43.7%	界面活性剤の製造

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は上記4社、持分法適用会社は4社であります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は、化学製品の開発・製造・販売であります。
主な品目別の主要製品は次のとおりであります。

品目	主要製品
オレオケミカル製品	脂肪酸、グリセリン、高級アルコール、金属石鹸、界面活性剤
可塑剤	フタル酸系可塑剤、二塩基酸系可塑剤、エポキシ系可塑剤
機能性化学品	油剤、機能性エステル、水素化関連製品
樹脂原料製品	酸無水物、カルボン酸、特殊エポキシ樹脂、合成樹脂原料
樹脂添加剤	結晶核剤、ゲル化剤

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

当 社	大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 支 社	東 京 都 中 央 区
	京 都 工 場 ・ 研 究 所	京 都 市 伏 見 区
	徳 島 工 場	徳 島 県 徳 島 市
	川 崎 工 場	川 崎 市 川 崎 区
子 会 社	堺 工 場	堺 市 西 区
	日 新 理 化 株 式 会 社	千 葉 県 市 原 市
	ア ル ベ ス 株 式 会 社	大 阪 市 中 央 区
	日 東 化 成 工 業 株 式 会 社	横 浜 市 緑 区

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
432名	3名増

(注) 従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
321名	6名減	41.75歳	17.07年

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 他社から当社への出向者については、平均年齢および平均勤続年数の計算に含めておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,500 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,093
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	840
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	760
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	522

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 37,286,906株（うち自己株式1,214株）

(注) 2019年7月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度末と比べて722,000株減少しております。

- (3) 株主数 7,086名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,861,533	4.99
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,633,300	4.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,536,800	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,264,200	3.39
フ ク ダ 電 子 株 式 会 社	1,199,000	3.22
日 油 株 式 会 社	922,875	2.48
野 村 貿 易 株 式 会 社	850,100	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	835,300	2.24
東 洋 テ ッ ク 株 式 会 社	738,000	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	680,800	1.83

(注) 持株比率は自己株式（1,214株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	藤本 万太郎	
専務取締役	藤 牧 慎 一	管理本部管掌
常務取締役	三 浦 芳 樹	営業部門担当
執行取締役	川 原 康 行	企画本部長兼技術本部管掌
執行取締役	中 村 孝 則	業務本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	加 藤 慎 治	
取締役 (監査等委員・常勤)	桜 井 博 文	
取締役 (監査等委員)	織 田 貴 昭	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 株式会社ダスキン社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）桜井博文氏および織田貴昭氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）桜井博文氏は、金融機関および財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2019年6月27日付で、取締役藤牧慎一氏は常務執行役員から専務執行役員に就任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集の充実を図るために、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）桜井博文氏および織田貴昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2020年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	岡 正 司	生産本部長兼ものづくり研究所担当
執行役員	鮫 島 政 昭	可塑剤事業部長
執行役員	福 田 英 男	オレオケミカル事業部長
執行役員	太 田 原 弘	経営企画部長
執行役員	青 柳 賢 治	機能化学品事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）織田貴昭氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役（監査等委員を除く）	5	111
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	42 (24)
合 計 （うち社外役員）	8 (2)	154 (24)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2016年6月29日開催の第144回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額48百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）織田貴昭氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーおよび株式会社ダスキンの社外監査役であります。当社は同弁護士法人と顧問契約を締結しておりますが、その取引額の割合は、当社の連結売上高および同弁護士法人の年間総報酬額の1%未満と僅少であります。また、当社と株式会社ダスキンの間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役（監査等委員） 桜井博文	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。 財務および会計に関する知見があり、経営上の意思決定の適正性および妥当性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 織田貴昭	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、経営上の意思決定の適正性および妥当性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	32,756	負 債 の 部	18,160
流 動 資 産	16,328	流 動 負 債	11,068
現金及び預金	3,070	支払手形及び買掛金	4,474
受取手形及び売掛金	8,724	短期借入金	2,386
商品及び製品	2,109	1年内返済予定の長期借入金	2,066
仕掛品	1,246	未払法人税等	103
原材料及び貯蔵品	999	賞与引当金	244
その他	179	その他	1,792
貸倒引当金	△2	固 定 負 債	7,091
固 定 資 産	16,427	長期借入金	3,808
(有形固定資産)	8,974	繰延税金負債	1,064
建物及び構築物	1,379	役員退職慰労引当金	75
機械装置及び運搬具	1,944	退職給付に係る負債	1,820
土地	4,281	その他	323
リース資産	6	純 資 産 の 部	14,595
建設仮勘定	1,140	株 主 資 本	13,074
その他	221	資 本 金	5,660
(無形固定資産)	56	資 本 剰 余 金	4,075
(投資その他の資産)	7,396	利 益 剰 余 金	3,337
投資有価証券	6,879	自 己 株 式	△0
長期貸付金	192	その他の包括利益累計額	546
退職給付に係る資産	223	その他有価証券評価差額金	1,167
その他	101	為替換算調整勘定	△574
貸倒引当金	△1	退職給付に係る調整累計額	△46
		非支配株主持分	975
合 計	32,756	合 計	32,756

連 結 損 益 計 算 書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		26,839
売 上 原 価		22,029
売 上 総 利 益		4,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,381
営 業 利 益		428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	143	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	150	
そ の 他	39	340
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
為 替 差 損	6	
そ の 他	11	61
経 常 利 益		707
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9	
減 損 損 失	36	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19	66
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		641
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	100	
法 人 税 等 調 整 額	16	117
当 期 純 利 益		524
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		63
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		460

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	27,000	負 債 の 部	15,615
流 動 資 産	14,252	流 動 負 債	9,669
現金及び預金	2,150	電子記録債務	5
受取手形	187	買掛金	3,794
電子記録債権	187	短期借入金	2,000
売掛金	7,536	1年内返済予定の長期借入金	2,008
商品及び製品	1,908	リース債務	1
仕掛品	1,224	未払金	903
原材料及び貯蔵品	876	未払費用	621
前渡金	0	未払法人税等	62
前払費用	78	前受金	25
その他	102	預り金	42
貸倒引当金	△2	賞与引当金	190
固 定 資 産	12,747	その他	13
(有形固定資産)	5,573	固 定 負 債	5,946
建物	747	長期借入金	3,587
構築物	92	リース債務	1
機械及び装置	1,558	繰延税金負債	546
車両運搬具	1	退職給付引当金	1,525
工具、器具及び備品	186	資産除去債務	24
土地	1,847	その他	260
リース資産	2	純 資 産 の 部	11,384
建設仮勘定	1,136	株 主 資 本	10,277
(無形固定資産)	35	資本金	5,660
ソフトウェア	30	資本剰余金	4,075
その他	5	資本準備金	4,075
(投資その他の資産)	7,138	利益剰余金	541
投資有価証券	4,230	利益準備金	256
関係会社株式	2,478	その他利益剰余金	284
長期貸付金	189	繰越利益剰余金	284
前払年金費用	178	自 己 株 式	△0
その他	63	評価・換算差額等	1,107
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	1,107
合 計	27,000	合 計	27,000

損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,272
売 上 原 価	19,387
売 上 総 利 益	3,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,668
営 業 利 益	216
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	200
そ の 他	45
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	38
為 替 差 損	6
そ の 他	33
経 常 利 益	389
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9
減 損 損 失	36
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19
税 引 前 当 期 純 利 益	323
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34
法 人 税 等 調 整 額	4
当 期 純 利 益	284

(注) 本連結計算書類および計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田豊 ㊞

公認会計士 平井啓仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本理化株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本理化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田 豊 ㊞

公認会計士 平井 啓仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本理化株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

新日本理化株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加 藤 慎 治[Ⓔ]

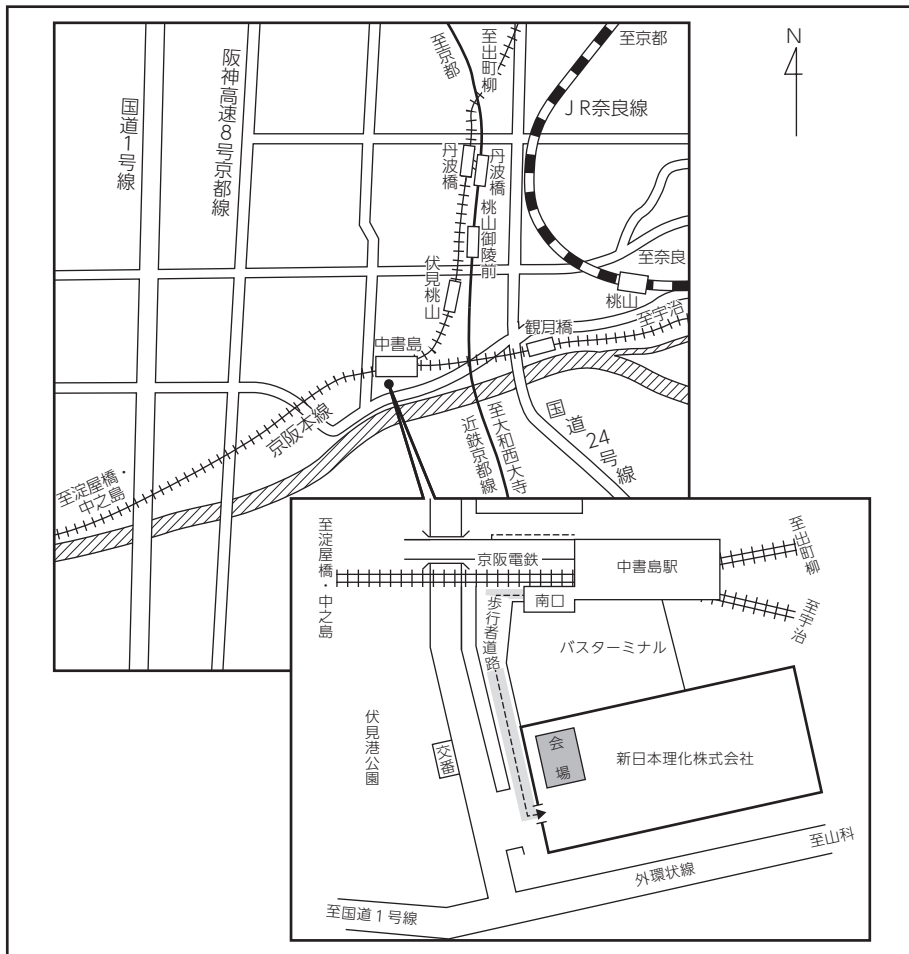
常勤監査等委員 桜 井 博 文[Ⓔ]

監 査 等 委 員 織 田 貴 昭[Ⓔ]

(注) 監査等委員桜井博文及び織田貴昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役ではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



京阪電鉄中書島駅（特急停車）より徒歩約5分
駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。